

委員 長 報 告 書

さる3月5日の本会議において、本委員会に付託された、
請願第6号 厚生労働省の「病院の再編・統廃合の対象病院」の公表に対
して抗議し、国に撤回を求める請願について
を審査するため、3月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成者がな
く不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

請願第6号の主旨は、地域医療構想について、公立・公的病院の成り立ちや地域の要求を無視し、国がトップダウンで一方向的に進めるのではなく、住民に寄り添った医療の実現を目指すためには、それぞれの地域での様々な事情を考慮し、地域において検討していくべきであるため、令和元年9月26日に厚生労働省が「診療実績が少ない」「他の医療機関と競合している」等の分析により、再編・統合の必要性があるとして、具体的に医療機関名を公表した県下5病院を含む424病院のリスト及び、令和2年1月17日付けで発出した、各都道府県知事あて文書「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」を白紙撤回すること、また、地域医療を守るため、医師・看護師などの確保対策を講じるよう、国に対し意見書の提出を求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、名指しされた県下5病院の位置関係や他の医療機関と競合している状況について ただしがあり、類似かつ近接するものについては、基本的に厚生労働省で6つのポイントを押さえたマークシート方式で検証されており、今回の指定された424病院の予備軍となる医療機関も存在している。競合する部分については、特に海草郡では、道路インフラが整備されたことで、病院間の距離が近くなったことで判断されていると認識している との答弁がありました。

委員から当局に対し、橋本市民病院としては、この意見書についてどの

ような感想をお持ちかとのただしがあり、この問題は、全国的な問題であり、地域によって事情が違うため一概に言うことは難しい。ただ、現状で問題がたくさんあることは事実であり、現在の地方の医療体制は、医師や看護師の慢性的な不足を無視し、その犠牲のうえに成り立っている。この問題を直視したからこそ、今回、厚生労働省は一つの物差しとして「病院の再編・統廃合の対象病院」を出してきたように思う。逆に今まで放置してきたことが問題であり、全く進んでいない地域医療構想の議論を進めるためのきっかけになると考えている。少子高齢化・人口減少の現状において、医師の働き方改革を進めていくこと等を考えると、現実の医師不足の中では再編等を行うことが必要であると感じている。また、他の自治体では病院の再編を行い、成功しているところもある。そのような状況を踏まえると、この請願に対して橋本市民病院としては賛成しかねるとの答弁がありました。